

第 7 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 0 月 7 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和4年度 第7回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月7日（金） 午前9時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員（11名）

1 番	田 口	元	2 番	小笠原	正 光
3 番	中 村	和 廣	4 番	安 保	春 喜
5 番	石鳥谷	義 行	7 番	阿 部	聖
8 番	福 島	美紀子	9 番	成 田	彩 子
10 番	阿 部	弘 子	11 番	児 玉	廣 進
13 番	兎 澤	悦 雄			

4 欠席委員（2名）

6 番	高 谷	秀 和	12 番	柳 沢	誠
-----	-----	-----	------	-----	---

5 議事日程

- 第1 開 会
- 第2 会長挨拶
- 第3 会務報告
- 第4 議事録署名委員の選出
- 第5 議案審議
 - 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第32号 非農地証明申請について
 - 議案第33号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について
- 第6 その他
- 第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長	山 崎	孝 人	主 幹	阿 部	友美範
主 任	柳 沢	将 太			

7 議事録署名委員

2 番	小笠原	正 光	委員
3 番	中 村	和 廣	委員

8 会議の概要

事 務 局 長	それでは修礼を行いますので、皆様ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、6番高谷委員、12番柳沢委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 なお、柳沢委員からの報告案件がございますけれども、本日欠席のため、現地確認
---------	---

会 長 事 務 局 長	を行った湯瀬推進委員に出席していただいております ただいまより鹿角市農業委員会第7回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここからは鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。
議 長 事 務 局 議 長	それでは、最初に事務局より会務報告を願います。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承方お願いを申し上げます。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 2番の小笠原委員、そして3番の中村委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主幹と柳澤主任を指名いたします。よろしく願いいたします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、所有権移転の有償が1件、田んぼが3筆、3,840㎡、無償が1件、畑が4筆、1,139㎡です。 3ページをお開きください。 【受付番号24番を議案書を基に説明】 この受け手側の方ですけれども、現在経営面積はありません。しかし、現在米をやっている方の手伝いを8年間しているそうです。また、現在この譲り受ける3筆について、トラクターを所有していますので、今年打ちまして、ソバを6月ぐらいからまいて、一応ある程度生育したんですけれども、途中の長雨のせいで生育が止まり、現在小屋のほうに干して自家用のそばとして使うという予定にしているそうです。 そのために米に関しては8年間手伝った経験と、今年ソバ植えて実際にやってみて自分の経験もあるということで、農業経験有りで申請が来ています。 現在、ここなんですけれども、現在ソバだけですけれども、これを農地を取得した際は、自家用の野菜とソバを作りたいということで申請が上がってきておりました。 【受付番号25番を議案書を基に説明】

議 長 児 玉 委 員 議 長	続きまして現地確認の一覧表をご覧ください。 受付番号 24、25 につきまして 2 班で確認していただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。 以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、3 条の現地確認した委員より補足があれば発言をしていただきたいと思いますと思っております。 まず、11 番の児玉委員はどうですか。
湯瀬推進委員 議 長	小舘さんと現地確認しましたが、支障はないと判断しました。 それから、もう一方、柳沢誠委員は、今日欠席でございます。その代理といたしまして、推進委員の湯瀬廣美委員が来てくれております。湯瀬さんに一つ補足があれば、ご発言をいただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。 今、柳澤さんからお話があったとおり、現地を確認したところ、ソバ栽培しており、収穫間近のところでした。ですから、農地としては問題ないと思います。 そうですか。大変ご苦労さまでした。 それではほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。あります。よろしいですか
委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	(「なし」の声) よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案書 4 ページをご覧ください。 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりだったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、一時転用が 1 件、畑が 1 筆、400 m²です。 5 ページをお開きください。 【受付番号 23 番を議案書を基に説明】 続きまして地図の位置図をご覧ください。 こちらですけれども、目印となる場所がなくちょっと見づらいですけれども、小坂町の十和田湖に行く丁字路が上のほうにあるんですけれども、それから南に下りまして、この矢印があるところが今回申請地となっております。ちょっと今回この申請地に関係しまして、この風車を建てている会社になります。 今回のボーリング調査なんですけれども、概要を説明しますと、まずこの風車で発電した電気を、今までは単純に電力会社に売っているだけだったんですけれども、そ

		れだけですと電気は値段の波があるみたいで、高いときに売ってしまうといいんですけども、安いときに売ると利益にならないと。そのために、このボーリング調査入るところに、その風車で作った電気をためるための蓄電池を置きたいということで、今回申請が上がってきていまして、その蓄電池置いても大丈夫かという調査のために、今回はボーリング調査をしたいということで、申請が上がってきています。 今回このボーリング調査の許可が終わった後に、実際ボーリング調査して、大丈夫であれば、この農地、今ちょっと位置図の上にも、農用地区域って書いてあるんですけども、農用地区域だとそういう農業以外の目的には使えないので、これを農用地区域を外しまして第1種農地にします。第1種農地になれば、風力発電は一応公共的な事業の枠に入るようで、それであれば農地転用可能だということで、県の農林部と電気事業法の担当の国の機関に確認したところ、特段問題ない。また、土地収用法に関係している県の用地担当に確認しまして、その蓄電池っていう目的であれば特段問題ないという判断を、現在得ております。来月あたりにその申請が来る予定となっておりますので、そちらの審議をよろしくお願いします。 また、ボーリングに戻っていきます。2ページ、3ページをご覧ください。 2ページの図面、黒くて見づらいんですけども、こちら四角で囲んでいるのは400㎡でして、その1区画、いろいろ作業するのはこの400㎡のうちで、実際ボーリングするのはこの丸ぼつしたところになります。 3ページをご覧くださいますと、こういった感じでやぐらを組みまして、それで20メートルまで掘っていくそうです。 それを最後に、審議のほうよろしくお願いします。 蓄電池は、農業振興地域の農用地区域というのを外さなきゃならないので、蓄電池は遅く、来年4月が5月ぐらいに上がってくるようになっていてます。 また、話に戻ります。現地確認の一覧表をご覧ください。 以上です。
議	長	ただいま、事務局の説明が終わりましたけれども、こちら現地確認を行っていただいた湯瀬廣美委員より何か補足があれば、ご発言をいただきたいと思います。どうですか。
湯瀬推進委員		現地確認したところ、現在は、牧草地、農地として利用されております。それ以外のものは何もありませんでした。
議	長	ご苦労さまでした。
事務局		補足なんですけれども、現在先ほど牧草地だというご説明いただきまして、ここ、現在利用権で耕作されているんですけども、そちらの方からも、ちょっとここを一時的に借りていいよという許可を得ておりますので、まず問題ないかと考えています。 説明は以上です。
議	長	それでは、そのほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。中村委員、どうぞ。
中村委員		ボーリングということのようだけれども、いろいろボーリング、まず地質調査、ということだと思うけれども、目的は何なの。そのために何か。（「変電所」の声あり）
事務局		蓄電池、電気を風車でためるんですけども、それ作った電池をためるための蓄電

議	長	池をこの申請地に置きたい。蓄電池は重いので、それが沈まない土地ですよと確認するためにこのボーリング調査をしたいと。
委員一同	長	よろしいですか。ほかには何かございませんか。 それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議	長	そのように決定します。
議	長	次に、議案第32号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	長	6ページをお開きください。 議案第32号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、1件、畑が1筆、60㎡です。 7ページをお開きください。
		【受付番号10番を議案書を基に説明】
		備考ですけれども、この土地面積60㎡と三角の畑ですので、ちょっと狭小地であるため、利用が困難なためという理由は上がってきております。
		次、その形を見ていただくために、位置図のほうをご覧ください。位置図4ページ。場所は地元の建設会社の西側です。見てもらうと分かりますけれども、かなり三角の畑で、今のところ原野ということになっているところです。なのでちょっと形も使いづらいですし、狭小地であるため非農地にしたいということで、今回審査が上がってきておりました。
		先月、農地パトロールの説明させていただいたんですけれども、この際にも農業会議のほうから、こういう狭小地も非農地の可能性があるということで説明していただいていると思いますので、それに乗るかなと、事務局のほうでは考えております。
		次、一覧表をご覧くださいと思います。
		現地確認の一覧表ですけれども、こちらも1班に確認いただきまして、いずれも支障なしと判断いただいております。
		以上です。
議	長	事務局の説明が終わりましたが、こちらも現地確認に行った委員より補足があれば、発言していただきたいと思います。11番の児玉委員どうですか。
児玉委員		現地確認しましたけれども、やはり、備考に書いてあるとおり三角であるし狭いし、とてもまず農地には戻せないという判断になりました。
議	長	ご苦労さまでした。ほかの委員より何かご質問があれば、ご発言願います。安保委員。
安保委員		4番安保ですけれども、このような土地は、本人が分かっている申請があるのか。もっとあると思うんだけど、誰かが教えてくれてこうなったのかっていうのがちょっと知りたいんですけども。 実はこの土地は申請者の家の目の前にありまして、ここの人、ちょっと、今、遠方に行ってしまうということで農地の整理をしているんですって。それで、農地を整理

議 長	していたら、こういう農地あるなということに気づきまして、ちょうど家の向かいの人に農地を買ってくれないかと言ったけれども、いや、これはちょっと要らないという話になって、今回申請が上がってきたところです。 もともと農地であったところに、うちを建てた、その後に県道で分断された残地。本人が、ようやく今気がついたという段階で、もう農地として使用されてきていない。なので、進入路として使う程度しかないのかなと思うくらいのところなので、今年度の農地判断基準から考えると、使い勝手のない農地としてはちょっと難しいのではないかとということで、今回は申請に踏み切った次第です。 ほかには何か質問ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「はい」の声あり)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声あり)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第33号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます
事 務 局	議案の8ページをご覧ください。 議案第33号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、6年未満が2件、田んぼが12筆、1万6,886㎡、畑が1筆、584㎡です。 9ページをご覧ください。 今回の議案ですけれども、全て再設定ですが、読ませていただきます。 利用権設定 【受付番号242番、243番を議案書を基に説明】
議 長	説明が終わりましたけれども、ご質問等ありましたらご発言いただきたいと思います。
委 員 一 同	(「なし」の声あり)
議 長	よろしいですか。(「はい」の声あり)
	ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声あり)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。